

東京地裁、和解金支払は原告自身の義務の履行

米国集団民事訴訟で和解金も、国外関連者への利益移転なし

米国における集団民事訴訟での和解により支払った和解金の一部が、原告（法人）の国外関連者への寄附金に該当するか否かが争われた事件で、東京地方裁判所（篠田賢治裁判長）は令和7年9月10日、原告の訴えを認容し、法人税等の更正処分及び過少申告加算税を取り消した（令和5年（行ウ）第495号）。和解金の支払義務は原告のみが負うものであることからすると、和解金の全額を支払うことは和解に基づく原告自身の義務の履行にほかならず、和解によりA社やB社といった原告の国外関連者に対して経済的利益を移転したものではないとの判断を示した。国側が控訴しなかったため、本判決で確定した。

米国における集団民事訴訟で57億円超の和解金

本件は、米国での集団民事訴訟で成立した和解により支払った和解金のうち、原告の国外関連者に対する寄附金に該当する部分があるか否かが争われた事案である。原告は、東証スタンダード市場に上場する自動車用ゴム及び樹脂製品の製造販売を行う会社だが、米国の反トラスト法に違反し、米国の連邦裁判所において消費者団体等から集団民事訴訟（クラスアクション）を提起され、その後成立した和解に基づき、和解金を支払った。原告は、和解金の全額を損金の額に算入して確定申告を行ったが、税務署は、和解金には原告の国外関連者が負担すべき金額が含まれ、同金額は国外関連者に対する寄附金に該当するとして法人税等の更正処分等を行ったことから訴訟に至ったものである。

原告は、米国などの地域において自動車メーカーに販売された自動車用ボディーシーリング製品について、受注を分配し、談合し、価格の設定、固定、維持に同意することによっ

て、競争を抑圧、排除する共謀に参加したとの米国反トラスト法違反行為について、米国司法省との間で司法取引契約を締結し、罰金1億3,000万米国ドルの有罪判決を受けた。その後、米国反トラスト法違反行為に係る刑事事件に起因して原告（及び原告の完全子会社A社、子会社B社（これらは原告の国外関連者に該当））及び違反行為を共謀したとされる競合2社の製造する製品を使用した車両の最終消費者から損害賠償を求める集団民事訴訟が提起され、最終的に57億6,000万円余りの和解金を支払うことになった。

反トラスト法違反行為はB社に責任と主張

被告である国は、米国反トラスト法違反行為は、原告の国外関連者であるB社がその責任を負うべきものであり、原告が災害損失勘定に計上した和解金に相当する金額のうち、B社が負担すべき部分の金額（37億2,800万円余り）については、B社に対する寄附金に該当し、損金に算入されないと主張。一方、